

○風俗営業の相続の承認

(第7条第1項)

改正 平成26年3月20日 平成28年6月23日
 平成29年3月22日 令和元年12月14日
 令和3年3月26日

審査基準

令和3年3月26日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風俗営業等適正化法)
根拠条項	第7条第1項
処分の概要	風俗営業の相続の承認
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	風俗営業等適正化法第7条第3項において準用する第4条第1項(承認の基準) 風俗営業等適正化法施行規則第1条(相続承認申請書の提出)、第6条(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)、第6条の2(心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者)、 第13条(風俗営業の相続の承認の申請)
審査基準	風俗営業等適正化法第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。
標準処理期間	30日
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長
備考	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」(令和2年12月28日警察庁生活安全局)第13を参照すること。